

(別紙)

人事行政の運営等の状況について

平成24年10月 3日

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の任免に関する状況

イ 採用試験及び職員の採用に関する状況(平成24年4月1日付採用)

区分	申込者数	第1次受験者数(A)	第1次合格者数	最終合格者数(B)	競争倍率(A)/(B)	採用者数
初級・行政	61人	39人	5人	1人	39.0倍	1人
初級・消防	66人	55人	16人	7人	7.9倍	7人
初級・消防(救命士)	5人	5人	2人	2人	2.5倍	2人

ロ 職員の退職に関する状況(平成23年度中)

区分	定年退職	勸奨退職	普通退職	死亡退職	その他	計
行政職	2人			2人		4人
消防職	13人	1人				14人
単純労務職	1人					1人
計	16人	1人		2人		19人

(2) 職員数の状況(平成24年4月1日)

区分	行政職	消防職	単純労務職	計	
理事会の 事務部局	総務	13人		13人	
	税務	6人		6人	
	民生	7人		7人	
	衛生	24人		23人	47人
	計	50人		23人	73人
議会の事務部局	2人			2人	
消防の事務部局	2人	210人		212人	
教育委員会の事務部局	10人			10人	
合計	64人	210人	23人	297人	

※ 職員数は、毎年度総務省に報告する「地方公共団体定員管理調査」の人数です。

(3) 再任用職員の状況(平成24年4月1日現在)

行政職 5名(理事会の事務部局・民生部門2名、衛生部門2名、議会の事務部局・1名)、単純労務職 3名

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	歳出総額(A)	実質収支	人件費(B)	人件費率(B)/(A)	前年度の人件費率
23年度	千円 4,548,937	千円 468,948	千円 2,322,870	% 51.1	% 49.2

※ 人件費は、特別職に支給する報酬等を含みます。

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数	給 与 費(一般職)				一人あたり 給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計	
23年度	305人	千円 1,083,341	千円 261,678	千円 361,375	千円 1,706,394	千円 5,904

注) 1 職員手当には、退職手当は含みません。

2 職員数は、平成23年4月1日現在数のものです。

(3) 平均給料月額、平均給与月額および平均年齢の状況(平成24年4月1日現在)

区分	行政職	消防職	単純労務職	全体
平均給料月額	289,722円	285,727円	278,470円	286,039円
平均給与月額	330,782円	368,816円	317,795円	356,582円
平均年齢	43歳0月	38歳2月	54歳0月	40歳5月

※ 平均給与月額は、平均給料月額に管理職手当、扶養手当、時間外勤務手当等の諸手当を含みます。

(4) 初任給の状況(平成24年度分)

職 種	区 分	仙南広域	宮城県	国
行政職	大学卒	172,200円	178,800円	172,200円
	高校卒	140,100円	144,500円	140,100円
消防職	大学卒	187,500円	円	円
	高校卒	158,100円	円	円
単純労務職	高校卒	137,200円	141,900円	137,200円

(5) 級別職員数の状況(平成24年4月1日現在)

イ 一般行政職

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
標準的な 職務内容	主事 技師	主事 技師	次長・主幹 係長・主査	所長 課長補佐 次長・主幹	課長・参事	会計管理者 課長	
職員数	15人	8人	22人	9人	7人	4人	65人
構成比	23.1%	12.3%	33.8%	13.8%	10.8%	6.2%	100.0%

ロ 消防職

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
標準的な 職務内容	消防士	消防士長 消防副士長	係長・主査 消防司令補	課長補佐 副署長・主幹 消防司令	課長 署長	消防長 次長	
職員数	55人	49人	69人	28人	6人	3人	210人
構成比	26.2%	23.3%	32.9%	13.3%	2.9%	1.4%	100.0%

ハ 単純労務職

区分	1級	2級	3級	4級	計
標準的な 職務内容	技能員 業務員	技能員 業務員	主任技能員 技能員	主任技能員	
職員数	2人	5人	8人	8人	23人
構成比	8.7%	21.7%	34.8%	34.8%	100.0%

注) 1 各職の級区分は、仙南地域広域行政事務組合の給与条例等に基づく給料表によるものです。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

(6) 手当の状況

イ 管理職手当(平成 24 年度)

区分	職務または職務の級	手当額	支給人数
議会の事務部局	6級の職員	31,100円	
	5級の職員	29,800円	1人
	4級の職員	27,800円	
理事会の事務部局	6級の職員	31,100円	4人
	5級の職員	29,800円	3人
	4級の職員	27,800円	3人
消防の事務部局	消防長	37,400円	1人
	6級の職員	31,100円	2人
	5級の職員	29,800円	6人
	4級の職員	27,800円	
教育委員会の事務部局	6級の職員	31,100円	
	5級の職員	29,800円	2人
	4級の職員	27,800円	

※ 議会の事務部局については、再任用職員のため手当額が異なります。(5級:22,100円)

ロ 特殊勤務手当(平成 24 年度)

区分	内 容	支給単価
税務手当	滞納整理事務に従事した職員	1日につき 300円
清掃業務手当	衛生処理施設の処理水槽、焼却炉室等の清掃業務に従事した職員	1回につき 400円
火葬業務手当	火葬作業業務に従事した職員	1体につき 火葬 400円
危険災害活動手当	消防吏員が災害発生箇所またはその恐れがある箇所で業務に従事した職員	1回につき 300円

※ 事務事業の総点検を実施し、平成 19 年 4 月 1 日より支給対象の見直しを図っています。

ハ 時間外勤務手当,休日勤務手当及び夜間勤務手当(平成 23 年度中)

区分	議会の事務部局	理事会の事務部局	消防の事務部局	教育委員会の事務部局
支給職員数	0人	64人	195人	8人
時間外勤務手当	0円	11,380,761円	79,823,113円	2,418,888円
休日勤務手当	0円	3,541,180円	63,465,748円	0円
夜間勤務手当	0円	0円	12,064,357円	0円
計	0円	14,921,941円	155,353,218円	2,418,888円
1人あたりの平均	0円	233,155円	796,683円	302,361円

ニ 退職手当(平成 23 年度)

区分	自己都合	勸奨・定年
勤続 20 年	23.5ヶ月	30.55ヶ月
勤続 25 年	33.5ヶ月	41.34ヶ月
勤続 35 年	47.5ヶ月	59.28ヶ月
最高限度額	59.28ヶ月	59.28ヶ月
平均支給額	0千円	24,050千円
そのほかの加算措置	勸奨・定年 2~20%	

注) 1 仙南地域広域行政事務組合職員の退職手当は、宮城県市町村職員退職手当組合の退職手当条例により支給されます。

2 退職手当1人あたりの平均支給額は、平成 23 年度中に退職した全職種の職員に支給された平均額です。

ホ 期末・勤勉手当(平成 24 年度)

支給時期	期末手当	勤勉手当	計
6 月期	1.225 月分	0.675 月分	1.900 月分
12 月期	1.375 月分	0.675 月分	2.050 月分
計	2.600 月分	1.350 月分	3.950 月分
制度上の段階, 職務の級による加算措置 5~15%			

※ 勤勉手当の上記支給月数は, 組合の給与条例における総支給額計算の基礎とする月数です。

へ そのほかの手当

区分	内 容
扶養手当	配偶者や子等で生計の途が無く主として職員の扶養を受けている場合に職員に支給する手当
地域手当	勤務地における民間の賃金水準や物価等を考慮し支給する手当
住居手当	借家・借間に居住し家賃を支払っている職員に支給する手当
通勤手当	交通機関を利用し, または自動車等を使用して通勤する職員に支給する手当。自動車等については使用距離(片道)2km~40km 以上の 20 段階に区分し支給する手当
寒冷地手当	勤務地や世帯等の区分に応じて支給する手当

ト 特別職の職員で常勤の者の状況

区分	給料	支給手当	期末・勤勉手当
助役	546,000 円	(通勤手当) 12,500 円	6 月期 1.40 月 12 月期 1.55 月

※ 助役の給料については平成 21 年 4 月から当分の間 16%縮減の措置をとっています。
また, 平成 24 年 1 月 1 日より「653,000」から「650,000」に改正されています。

3 職員の勤務時間及び勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況(平成 24 年度)

イ 一般行政職等の主な勤務時間

勤務時間	開始時刻	休憩時間	終了時刻
7 時間 45 分	午前 8 時 30 分	午後 0 時から 午後 1 時まで	午後 5 時 15 分

ロ 消防職のうち隔日勤務者の主な勤務時間(一当務あたり)

勤務時間	執務	休憩	執務	休憩	勤務	仮眠	執務
15 時間 30 分	午前 8 時 30 分から 午後 0 時 15 分まで (15 分休息 時間を置く)	午後 0 時 15 分から 午後 1 時 まで	午後 1 時 から 午後 5 時 15 分まで (15 分休息 時間を置く)	午後 5 時 15 分から 午後 6 時 まで	午後 6 時 から 午後 8 時 まで	午後 8 時から 午前 5 時まで のうち 5 時間以上	午前 5 時 から 午前 8 時 30 分まで

(2) 年次有給休暇の取得状況(平成 23 年中)

区分	対象職員数	総付与日数	総取得数	1 人あたり平均取得日数
議会の事務部局	2 人	80 日	19 日	9.5 日
理事会の事務部局	74 人	2,870 日	891 日	12.0 日
消防の事務部局	210 人	8,080 日	1,013 日	4.8 日
教育委員会の事務部局	10 人	362 日	24 日	2.4 日
計	296 人	11,392 日	1,947 日	7.2 日

※ 年間 20 日付与, 20 日を限度に繰り越し可能です。

(3) 育児休業の取得状況(平成 23 年度)

男性	女性	合計
0 人	1 人	0 人

(4) そのほかの休暇制度(平成 24 年 4 月 1 日現在)

区分	概要	備考
病気休暇	公務上の傷病, 結核性疾患, 公務外の傷病	有給
特別休暇	公民権行使, 社会貢献活動, 結婚, 妊産婦母体保護, 産前産後, 忌引, 夏季休暇, 職務遂行に必要な資格受験等	有給
介護休暇	配偶者, 父母, 子等が傷病により生活を営むのに支障がある者への介護	無給
組合休暇	職員団体の業務, 活動に従事	無給

※主な特別休暇の種類と日数(平成 24 年 4 月 1 日現在)

種類	日数
選挙権その他公民としての権利を行使する場合	必要と認められる期間
裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合	必要と認められる期間
親族以外の者への骨髄液提供に伴い、検査入院等のため勤務しないことがやむを得ない場合	必要と認められる期間
ボランティア活動に従事する場合	1 年のうち 5 日以内
結婚する場合	連続する 7 日以内
妊娠に起因する障害のため勤務することが困難な場合	10 日以内
妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が胎児の健康保持に影響がある場合	1 日 1 時間または 1 日 2 回各 30 分
妊娠中、又は出産後 1 年以内の女性職員が母子保健法に基づく保健指導又は健康診査を受ける場合	必要と認められる期間
妊娠中の女性職員が胎児の健康保持に影響あるとして休息や補食する場合	必要と認められる期間
妊娠 12 週間未満で流産した場合	10 日以内で必要と認められる期間
女性職員が 8 週間以内に出産を予定している場合	出産日までの申出期間
職員が出産した場合	翌日から 8 週間
生後 1 年未満の子を育てる場合	1 日 1 時間または 1 日 2 回各 30 分以内
生理日において勤務することが著しく困難な場合	2 日以内
妻の出産に伴い、勤務しないことが相当と認められる場合	2 日以内
妻の産前産後において、出産に係る子又は小学校就学前の子を持つ職員が養育に要する場合	5 日以内
乳幼児の健康診査又は結核予防接種による介助に要する場合	必要と認められる期間
小学校就学前の子を持つ職員がその子の看護に要する場合	1 年のうち 5 日以内(2 人以上の場合 10 日以内)
要介護者の介護等を行う場合	1 年のうち 5 日以内(2 人以上の場合 10 日以内)
親族が死亡した場合	死亡者の区分に応じ 1 日から 10 日以内
親族追悼の特別の行事を行う場合	1 日以内
夏季休暇	7 月から 9 月に 4 日以内
自然災害や交通事故等により勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
結核性疾患による勤務時間の軽減	必要と認められる期間
通信教育の高校又は大学の学生となり、定められた面接授業に出席する場合	必要と認められる期間
国、県、市町村等が実施する資格試験、昇任試験、表彰式及び運動競技会に出席する場合	必要と認められる期間
関連のある海外視察及び海外派遣に参加する場合	必要と認められる期間

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況(平成 23 年度)

区分	降任	免職	休職	降給	計
勤務実績が良くない場合					
心身の故障の場合					
職に必要な適格性を欠く場合					
職制,定数の改廃,予算の減少により廃職,過員を生じた場合					
刑事事件に関し起訴された場合					
条例で定める事由による場合					

(2) 懲戒処分の状況(平成 23 年度)

区分	戒告	減給	停職	免職	計
法令に違反した場合					
職務上の義務に違反し,職務を怠った場合					
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合					

5 職員のサービスの状況

(1) サービスに関する主な規律確保の喚起状況(平成 23 年度)

内 容	年月
綱紀の粛正について	平成 23 年 6 月
職員の綱紀の保持及びサービス規律の徹底について	平成 23 年 12 月

(2) 営利企業等従事許可の状況(平成 23 年度)

区 分	許可件数
報酬を得て事業又は事務に従事する場合	2 件

※ 上記の許可は、公共団体等から依頼されたものについて、地方公務員法の規定に基づき許可したものです。

6 職員の研修及び勤務成績評定の状況

(1) 職員の研修の状況(平成 23 年度)

イ 事務局等

区分	実施機関	研修数	受講者数
階層別研修	宮城県市町村職員研修所	5	16 人
専門研修	〃	4	5 人
その他の研修	-	2	22 人

ロ 消防本部

区分	実施機関	研修数	受講者数
初任総合教育	宮城県消防学校	1	10 人
専科教育	〃	1	1 人
幹部教育	〃		
特別教育	〃	1	3 人
その他の研修	-	41	268 人

(2) 勤務成績の評定の概要(平成 23 年度)

区分	回数	評定期
昇給判定	年 1 回	12 月
勤勉手当査定	年 2 回	5 月・11 月

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康診断の状況(平成 23 年度)

区分	受検者数
定期健康診断	205 人
人間ドック助成	92 人
脳検診助成	31 人
HBs 抗原抗体検査	149 人
HCV 検査	5 人

(2) 利益の保護の状況(平成 23 年度)

イ 勤務条件に関する措置の要求の状況 0 件

ロ 不利益処分に関する不服申し立ての状況 0 件

※ 上記については公平委員会の事務を委託している宮城県人事委員会からの報告事項です。